

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター文献複写規程

16国研セ第3-125号
平成16年 3月31日
最終改正 5国研セ第23092001号
令和5年 9月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター図書管理規程（22国研セ第12-118号）第11条の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書、記録その他の資料（以下「文献」という。）の複写に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受付の対象)

第2条 受付の対象は、センター図書館に所蔵する文献とする。ただし、非公開の文献についてはその対象としない。

(受付の条件)

第3条 受付を行う文献複写は、その依頼の目的が著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に定められた範囲内とする。

(受付窓口)

第4条 受付窓口は、情報広報室広報資料科とする。

(申し込みの方法)

第5条 文献複写を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、必要事項を記載した文献複写申込書（別紙様式1）をセンターに提出するものとする。ただし、センターが使用する図書資料管理システムを経由した申し込みについては、当該申込書が提出されたものとする。

(複写の制限)

第6条 センターは前条の申し込みを受けたときは、承諾の適否を決定し、次の各号に該当する場合には、依頼者に文献複写に対する制限または謝絶をすることができる。

- (1) 著作権法に抵触し、またはその恐れがあると認められる場合。
- (2) センターの複写能力を超える依頼があった場合。
- (3) 営利目的の場合。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターが特に必要があると認めた場合。

(料金の徴収等)

第7条 依頼者は、複写料（別表）としてセンターが発行する請求書によりその都度、当該文献複写に係る費用（以下「料金」という。）を支払うものとし、納付された料金は返還しない。

2 依頼者が、国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービス利用規程（平成16年4月1日施行）に基づく利用機関に属する場合は、前項の規定に係わらず、当該規程

によるものとする。

- 3 依頼者は、センターから請求があった料金を納付する場合には、現金又は銀行振込みのいずれかの方法によりこれを納付しなければならない。
- 4 センターは、料金が現金により納付される場合にあっては、受付窓口はその受け入れを行わせることができるものとし、受付窓口は現金を受け入れた場合には速やかに財務課にこれを引き渡すものとする。
- 5 センターは、料金の納付に係る領収証書(別紙様式2)の発行を受付窓口に行わせることができるものとし、受付窓口は領収書を依頼者に交付するものとする。

(料金の免除)

第8条 依頼者が、次の各号に該当する者およびセンターが特に必要と認めた場合は、第7条の規定にかかわらず料金を徴収しない。

- (1) センター役員及び職員並びに契約職員
- (2) センター招へい研究者及び講習生又はこれらに準ずる者
- (3) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター図書館利用規程(22国研セ第12-119号)別表(第2条関係)に掲げる機関に所属する者

(依頼者の責任)

第9条 文献複写に関する著作権上の責任は、依頼者が負うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、文献複写に関し必要な事項については別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日 19国研セ第3-53号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日 22国研セ第3-150号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日 26国研セ第15032610号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日 27国研セ第16032232号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日 2国研セ第21031904号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月25日 5国研セ第23092001号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別 表
 (第7条：文献複写料金)

複写の種別		電子複写方式
料金の種別		複写料
規 格		A 3, A 4, B 4, B 5 判
複写の種類		モノクロ (カラーは対象としない)
単 位		1 枚
文 献 複 写 料	来館の場合 (依頼者が複写)	25 円 / 1 枚あたり (消費税込み) (すべてのサイズをこの料金とする)
	来館以外の場合 (郵送等)	45 円 / 1 枚あたり (消費税込み) (すべてのサイズをこの料金とする)
その他費用		送料等の費用を要する場合は、実費を徴収

文献複写申込書 (Application for Copy)

To JIRCAS Library

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 殿

Date 日付	Year 年	Month 月	Day 日
Name 氏名	Phone number 電話		
Affiliation 所属	【発送先住所-Mailing address:】 (来館者は記入不要)		

著作権法第31条に基づき、下記事項を了承の上、複写の申込みを行います。

Photocopying of copyrighted materials is permitted in accordance with the copyright law.

- 公表された著作物の全部ではなく1部分(半分以下)であること
Total number of photocopied pages must not exceed one-half of the total number of pages of the materials / books.
- 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当期間を経ていること。
Photocopying of material from the latest issues of journal is not permitted; however, they maybe photocopied three months after the initial date of publication.
- コピー部数は一人に対して1部のみであること。
Each individual will be permitted to receive one set of copies only per requested material.
- 利用者の目的が調査研究のためであること。
Photocopied material is to be used for research purposes only.
- 有償・無償と問わず、再複写したり、頒布したりしないこと。
Re-copying and distribution of photocopied materials is not permitted.

著作権法上の問題が発生した場合には、その一切の責任は私(申込者)が負います。

All responsibility for use of the photocopied materials is assumed by the applicant.

署名(signature) :

Journal title:	Author:	et al.	Number of sheets
Volume and Number:	Year _____	pp.:	枚
Journal title:	Author:	et al.	Number of sheet
Volume and Number:	Year _____	pp.:	枚
Journal title:	Author:	et al.	Number of sheet
Volume and Number:	Year _____	pp.:	枚
Journal title:	Author:	et al.	Number of sheet
Volume and Number:	Year _____	pp.:	枚

D a t e 受付日		単価@ : ¥25 / ¥45 ×	number of sheets 枚数 = ¥
R e c e i p t N o . 受付番号			送 料 = ¥
		Total = ¥	

Received by
取扱い担当者 :

(別紙様式2)

年 月 日

領 収 証 書

(納入者)

住所

名称

氏名

殿

金〇〇, 〇〇〇円也 但し、文献複写代 (料)

として

上記金額を正に受領しました。

内訳※1

(発行者)

住所

役職

氏名

登録番号※2

(押印省略)

注) 本様式は、市販の用紙に代えることができる。

※1 内訳は、適宜記載するものとするが、消費税の税率ごとに区分した合計額及び消費税額を記載すること。

※2 登録番号は、適格請求書発行事業者の登録番号を記載する。